

タイトル	改定「労働力調査」による労働時間統計の利用可能性
著者	水野谷, 武志; MIZUNOYA, Takeshi
引用	季刊北海学園大学経済論集, 65(4): 119-128
発行日	2018-03-31

《論説》

改定「労働力調査」による労働時間統計の利用可能性

水野谷 武志

1. はじめに

本稿の課題は、2013年に改定された「労働力調査」の新しい労働時間統計を利用して、日本の労働時間動向について国際比較も交えて考察する方法を示すことである。その際に、従来の「労働力調査」における労働時間統計との比較を通して、新統計の特徴と課題も検討する。

政府が進めようとする「働き方改革」の柱の1つに「長時間労働の是正」があり、労働時間のあり方に対する関心が高まっている。そこでは時間外労働の上限規制や勤務間インターバル制度の導入といった規制が盛り込まれる一方で、時間外労働の上限における「例外」規定の設定、裁量労働制の対象業務拡大、「高度プロフェッショナル制度」の創設といった、長時間労働を助長しかねない議論もあり、一貫性に欠けている。高橋まつりさんの過労自殺をきっかけに明らかにされた電通の違法残業は言うまでもなく、長時間労働による過労死・過労自殺問題は依然として深刻である。毎年、厚生労働省から発表される「過労死等の労災補償状況」の最新結果によると、2016年度の脳・心臓疾患による労災補償の請求は825件、そのうち支給が決定されたのは260件、さらにそのうちの死亡は107件であり、精神障害による請求は1586件、そのうち支給が決定されたのは498件、さらにそのうちの未遂を含む自殺は84件で

あった。労災補償として決定した死亡及び自殺件数が過労死・過労自殺の全体像では決してないが、請求及び決定件数で見ると過労死・過労自殺は依然として高止まりしたままである。

長時間労働問題の是正が重要な課題でありつづける中で、その基礎資料として統計による労働時間の把握が欠かせない。日本の労働時間に関する公的統計として、厚生労働省「毎月勤労統計調査」や総務省統計局「労働力調査」あるいは「就業構造基本調査」が広く利用されてきた。この度、「労働力調査」が2013年に大きく改定され、その中で労働時間の調査項目にも変更があり、公表される結果表の集計項目にも新規追加があった。にもかかわらず、この新しい労働時間統計の利用方法やこれまでの調査項目による労働時間統計との比較についての検討は不足している。この点に貢献することを目的に、本稿では「労働力調査」における新旧労働時間統計を比較してその特徴を明らかにし、新統計を利用した労働時間の記述的な分析を国際比較も交えて試みる。

2. 「労働力調査」の改定内容—労働時間の調査項目の変更を中心に

総務省統計局は雇用構造の変化や政府の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2009年閣議決定）による指摘をふまえ、2013年1月から実施する「労働力調査」に

において、いくつかの変更を実施した。主な変更点としては、①非正規雇用者の実態を詳しく把握する項目の追加、②年間の総実労働時間を把握する項目の追加、③少子高齢化やワーク・ライフ・バランスの進展に対応した項目の導入であり、本稿で取り上げるのは②である。

②は、2008 年 12 月に ILO の第 18 回国際労働統計家会議で採択された「労働時間の測定に関する決議」¹への対応である。また 2009 年 3 月 13 日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」に含まれる「今後 5 年間に講ずべき具体的施策」においてもこの ILO 決議への対応が指摘されていた。この ILO 決議は、労働時間統計を作成・公表する方法をまとめた、包括的な国際基準となりうる重要な文書であった。この中において、年ベースの総実労働時間の把握と報告が明記されたため、これに対応すべく「労働力調査」に新たな調査項目が追加されたのである。

労働時間に関して、従来の調査票（基礎調査票）では以下のような設問であった：

月末 1 週間（ただし 12 月は 20～26 日）
に仕事をした時間
□□□ 時間
・副業・内職・臨時の仕事などをした時間もすべて含めてください
・5 欄で「仕事を休んでいた」と答えた人は「0」と書いてください
・「基礎調査票の記入のしかた」のおぼえ書き欄を利用してください

筆者注：回答者は□欄に該当する時間数を記入する。

新しい調査票（基礎調査票）では以下のような設問に変更された：

月末 1 週間（ただし 12 月は 20～26 日）
に仕事をした日数と時間
仕事をした日数 □ 日……(イ)
仕事をした時間 □□□ 時間……(ロ)
・副業・内職・臨時の仕事などをした時間もすべて含めてください
・⑤欄で「仕事を休んでいた」と答えた人は「0」と書いてください
・「基礎調査票の記入のしかた」のおぼえ書き欄を利用してください

当月の 1 か月間に仕事をした日数
当月の 1 か月間に □□ 日……(ハ)

筆者注：回答者は□欄に該当する日数及び時間数を記入する。記号（イ）、（ロ）、（ハ）は筆者が便宜的に追加した。

新調査票によって、月間労働時間を推計することが可能になった。すなわち

$$\text{月間労働時間} = \frac{(\text{ロ})}{(\text{イ})} \times (\text{ハ})$$

「労働力調査」は毎月調査されているので、月間労働時間を 12 倍すれば年ベースの労働時間も推計できる²。「労働力調査」では新調査票が導入された 2013 年 1 月の調査結果から、労働時間に関して、従来の週間労働時間（正確には月末一週間の労働時間）に加えて、「月間労働時間」と「年間労働時間」を集計し、公表するようになっている。

¹ この決議に関する ILO 公式文書の翻訳と解説については、水野谷他（2009）を参照。

² 「労働力調査」の用語解説よれば、年間労働時間の推計方法は、「従業者の月間就業時間の総数の年間合計／従業者数（月間就業時間不詳の者を除く。）の年平均（1 か月当たり）」であり、「労働力調査」において公表されている「年間就業時間」はこの方法で計算されている。

3. 新旧の労働時間測定方法による差

新旧の測定法によって労働時間の値はどの程度違い、その要因はなんであるのかを検討してみたい。ここでは労働時間分析において基礎的な労働者属性³として、性及び雇用形態⁴別に労働時間を2016年についてみたものが表1である。

まず、新旧の労働時間を比較する際に注意すべき点を説明する。従来の測定法は「週」、新しい測定法は「月」の労働時間であるので、比較するためにはどちらかに揃える必要がある。表1では新測定法による「月」を「週」に変換した。変換方法は単純で、まず1年間(2016年は閏年だったので366日)の週数を求め、さらに12で除することによって1ヶ月の平均週数を求めた。年平均の月間労働時間を1ヶ月の平均週数で除して、年平均の週労働時間とした。旧測定法の「週」による労働時間を「月」に変換することも可能であるが、旧測定法の週労働時間は後述するように実態よりも過大である可能性があること、また労働者の感覚として、月よりも週の労働時間の方が馴染みやよく理解しやすいことを重視した。いずれにしても、「週」に揃えたとはいえ、新旧測定法がそもそも違うこと、月間労働時間自体が推計であること、さらに「月」を「週」に変換していることを考えれば、ここでの新旧測定法による労働時間の比較は厳密ではなく、あくまでも参考値として

³ 労働時間統計による分析において重視すべき労働時間概念や労働者属性については、水野谷(2005, 2017)を参照。

⁴ 本稿では、「正規雇用者」と「非正規雇用者」の2区分を使う。「労働力調査」では、会社、団体等の役員を除く雇用者の雇用形態区分を、勤め先での呼称により、①正規の職員・従業員、②パート、③アルバイト、④労働者派遣事業所の派遣社員、⑤契約社員、⑥嘱託、⑦その他、としている。本稿の「正規雇用者」は①に、「非正規雇用者」は②～⑦に対応している。

みるべきである。

このような注意点を前提に、表1をみると、全体として新測定法による値が旧測定法よりも短い。男性で2時間前後、女性で1.5時間程度短くなっている(表1の(d)欄)。この差の要因として考えられるのが、新測定法で追加された「月間就業日数」である。極端な例ではあるが、仮に1年間を通して週労働時間と週就業日数が均一である場合、計算上は表1の新旧測定法による差はなくなる。現実の労働時間は、週によって、あるいは月によって異なるだろうし、同じことは週就業日数あるいは月間就業日数にも言える。特に、旧測定法である「月末1週間の労働時間」では一般に、納期などとの関わりで月末が他の週に比べて忙しいので労働時間が長くなる傾向にあり、旧測定法による週労働時間は他の週に比べて過大ではないかとの指摘が従来からなされてきた(水野谷2005)。また、年間という単位で労働時間を考えた場合には、祝祭日、週休日、年次有給休暇などによる休日日数があり、これは旧測定法である月末1週間の労働時間だけでは捉えきれないので、月末1週間の労働時間をそのまま年換算(365/7≒52倍)してしまうと、年間に実際に働いた労働時間よりも過大になることも指摘されてきた(水野谷2005)。新測定法では「月間就業日数」を調査しているので、労働者がその月々で仕事を休んだ日数は除かれているはずである。したがって、旧測定法に比べて新測定法による値が短くなる1つの要因は、労働者が仕事を休んだ日数が除かれていることである。新測定法による値の方が年平均でみた週労働時間の実態に近いと考えられる。

4. 新測定方法による週労働時間の分布

上述したように新測定法の方がより実態に近い可能性があるので、労働時間分析としては新測定法による統計がもっと活用されてよ

表 1 従来及び新規の労働時間統計の比較—平均週間就業時間 (2016 年平均)

(単位：時間)

		従来	新規		差
		週単位	月単位	週単位換算	週単位
		(a)	(b)	(c) = (b)/(366/7/12)	(d) = (c) - (a)
男性	正規雇用者	46.2	192.5	44.2	- 2.0
	非正規雇用者	34.9	144.3	33.1	- 1.8
女性	正規雇用者	41.0	171.5	39.4	- 1.6
	非正規雇用者	27.0	111.7	25.6	- 1.4

注 1：「従来」は月末 1 週間の就業時間、「新規」(月単位)は月末 1 週間の就業時間÷月末 1 週間の労働日数×月間労働日数。

注 2：対象は役員の除く雇用者(ただし学生は除く)。

出所：総務省「労働力調査」詳細集計より筆者作成

いと考える。ここでは重要な活用法の一端を示すために、時間の平均とともに大事である時間の分布、つまり労働時間階級別の労働者割合を 2016 年について図 1 でみる。

図 1 で注意が必要なのは、左右の図で労働時間階級が異なることである。左は旧測定法で、労働時間階級は「労働力調査」の集計結果として公表されている階級をそのまま使っている。右は新測定法で、労働時間階級は「労働力調査」の集計結果で公表されている月間労働時間の階級(月 0, 1~60, 61~120, 121~180, 181~240, 241 時間以上)を筆者が前節と同様の方法で週に換算したものである。このような理由で左右の図の階級が異なっているので単純に比較することはできない。しかし、旧測定法に比べ、新測定法による週換算した労働時間階級の利点は、週 55 時間以上という分布を見ることが出来る点である。旧測定法による労働時間階級の最大は週 49 時間以上であり、過労死・過労自殺を含む長時間労働問題の実態を把握するためには不十分であろう。週 49 時間以上をひとくりにするのではなく、階級を分割することによって、長時間労働の実態がより鮮明になる可能性がある。その意味で、新測定法による週 55 時間以上という新しい階級は有

効である。この週 55 時間は、いわゆる「過労死ライン」⁵と言われる、この状態が数ヶ月続くと過労死として労災認定される基準にかなり近い水準である。

長時間労働問題がより深刻である男性正規雇用者を見ると、旧測定法では週 49 時間以上働く者が 33% 存在するが、新測定法では、週 55 時間以上働く者が 12% も存在する。人数では男性正規雇用者計 2225 万人中、257 万人が週 55 時間以上働いているのである。この数字は決して過大とは言えない。別の統計調査であり、労働時間の定義も異なるので本稿の分析と直接比較することはできないが、5 年に 1 度、総務省統計局が実施する「就業構造基本調査」では「ふだんの 1 週間の労働

⁵ 「過労死ライン」の元になっている、厚生労働省労働基準局長が 2001 年に出した通達「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」(基発 1063 号)によれば、長期間の過重業務の判断基準の 1 つとして、「発症前 1 か月におおむね 100 時間又は発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認められる場合」とあり、月 80 時間の時間外労働が「過労死ライン」に相当する。仮に月の労働週数が 4 週とすると、週あたり時間外労働は 20 時間となり、法定労働時間の週 40 時間労働を基準とすると、週 60 時間労働が「過労死ライン」に相当する。

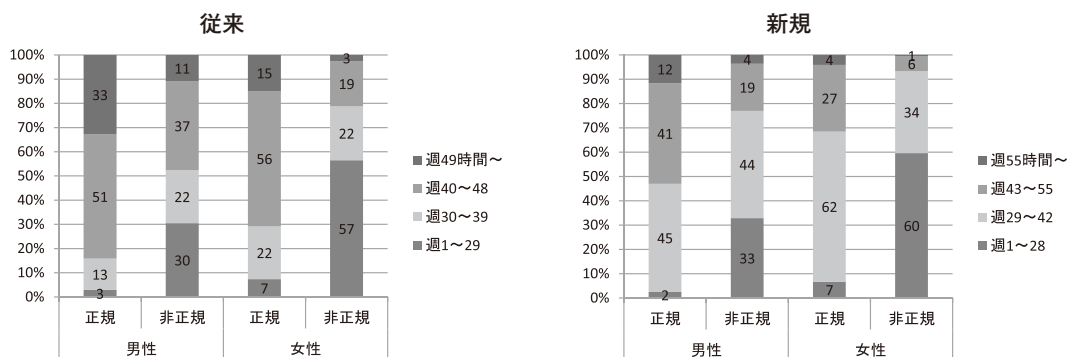


図1 従来及び新規の労働時間統計の比較一週間就業時間階級別構成比(2016年平均)

注1:「従来」は月末1週間の就業時間,「新規」は月間就業時間階級別雇用者数の階級を週換算した。

注2:対象は役員の除く雇用者(ただし学生は除く)。

出所:総務省「労働力調査」詳細集計より筆者作成

時間」を調査しており,その最新結果(現在利用できる統計は2012年調査)では,正規雇用者(年200日以上 of 就業者)で週60時間以上働いている者の割合は男性で17%,女性で7%である。

また,非正規雇用者(特に男性)の長時間労働傾向も確認できる。男性で週43時間以上働く者の割合は23%である。男性非正規雇用者の約4人に1人は,正規雇用者に比べて低賃金・不安定雇用であるにもかかわらず,労働時間では正規雇用者並みに働いている。女性非正規雇用者の長時間労働者は男性に比べて少ないが,そもそも非正規雇用者の過半数を女性が占めているという格差を忘れてはならない。

図2,3は新測定法による労働時間を職業別に2016年についてみたものである。労働時間分析で区別すべき重要な労働者属性として,性と雇用形態の他に,職業,産業(勤め先の会社が属する産業),年齢,収入などが考えられるが,ここでは職業だけをとりあげる⁶。

図1で注目した週55時間以上の割合であ

るが,その割合は職業計の値であった。図2,3のように職業別に見ると職業計よりも高い,つまり長時間労働者がより多く存在する職業を把握することができる。特に違いが顕著な男性正規雇用者についてみると,週55時間以上の割合が高い職業を3つあげると,「輸送・機械運転」(22%),「サービス」(19%),「運搬・清掃等」(16%)である。運転労働者や外食産業で働く労働者の長時間労働は以前から知られていることであり,図2でそれを確認できる。女性正規雇用者は週55時間以上や週43~55時間の割合が男性よりも低く,全体的に男性よりも長時間労働者は少ない。図3の非正規雇用者でも男性よりも女性の長時間労働者が少ない。男性非正規雇用者では,週43時間以上の割合が2割前後で,比較的高い割合の職業は「輸送・機械運転」(29%),「建設・採掘」(32%)である。さらに週55時間以上の割合をみると,「輸送・機械運転」(8%),「専門」(6%)が他の職業に比べて高い。低賃金・不安定雇用である非正規雇用者に週55時間以上という「過労死ライン」に相当する長時間労働者が存在すること自体,非常に問題であるが,その中でも運転労働者や専門職の男性非正規雇用者の長時間労働が深刻であると言えよう。

⁶ 年齢及び所得水準に注目した記述的な労働時間分析については,水野谷(2009)を参照。

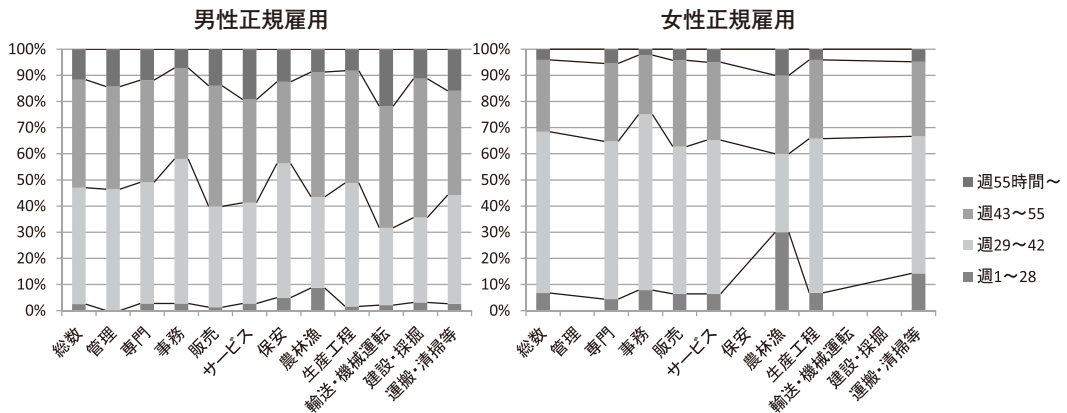


図2 新規の労働時間統計による職業別労働時間—正規雇用者(2016年平均)

注1: 公表されている集計結果における月間就業時間階級別雇用者数の階級を筆者が週換算した。

注2: 対象は役員の除く雇用者(ただし学生は除く)。

注3: 構成比を計算するには総数が少なくすぎる職種は空白とした。

出所: 総務省「労働力調査」詳細集計より筆者作成

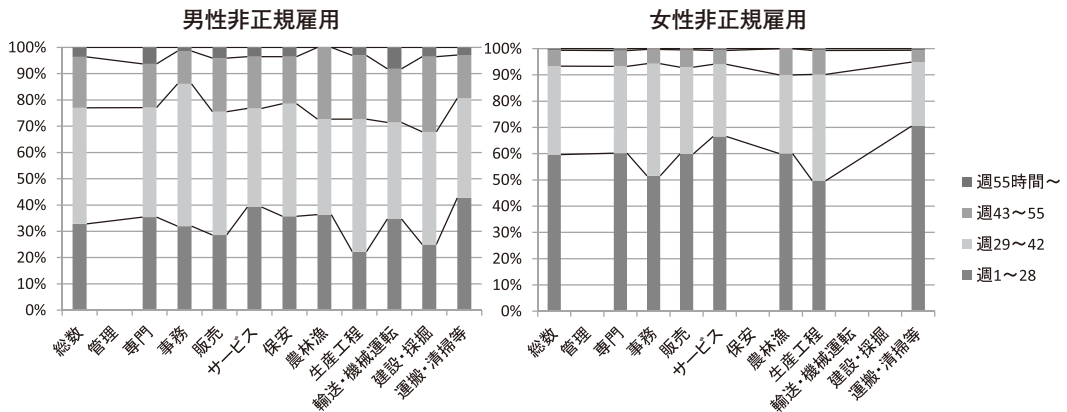


図3 新規の労働時間統計による職業別労働時間—非正規雇用者(2016年平均)

注1: 公表されている集計結果における月間就業時間階級別雇用者数の階級を筆者が週換算した。

注2: 対象は役員の除く雇用者(ただし学生は除く)。

注3: 構成比を計算するには総数が少なくすぎる職種は空白とした。

出所: 総務省「労働力調査」詳細集計より筆者作成

5. 新測定方法による年間労働時間と国際比較

日本の長時間労働は国際比較によってさらに明確になる。しかし、労働時間の概念や定義を十分検討し、調整した上で国際比較することは容易ではない⁷。労働時間の国際比較に関して国内で最も優れた統計を提供してい

るのは労働政策研究・研修機構が毎年編集・発行している『データブック国際労働比較』である。その最新版(2017年版)の第6章

⁷ 水野谷(2005)は、労働時間の概念や定義を検討し、統計による国際比較の方法を提示した。Fleck(2009)は、米国の労働時間統計との比較の観点から、国際比較における概念や定義の違いや注意点を整理した。

「労働時間・労働時間制度」では、①一人当たり平均年間総実労働時間、②週労働時間(製造業)、③長時間労働の割合(就業者)、④年間休日数、⑤法定祝日、⑥労働時間・有給休暇制度が掲載されている。労働時間の長さの単位として、週や年間を取り上げるだけでなく、労働時間の分布や休日数の統計、さらには関連制度(主要先進国)も取り上げた総合的で多面的な比較になっている点、各国統計局及び国際機関が作成した原統計を可能な限り利用している点で、利用価値のある資料と評価できる。ただし、『データブック国際労働比較』で筆者が不足していると考えるのは、性と雇用形態別に分けていない点である。行論の労働時間統計の分析で明らかのように、日本の労働時間の長さは性と雇用形態で大きな差があるので、これを区別しないとあいまいな国際比較になってしまうからである。ILOがウェブサイトで各種労働統計を公開している「ILOSTAT」やOECDが毎年発行する*OECD Employment Outlook*には労働時間の国際比較統計が掲載されており、これを『データブック国際労働比較』も引用しているが、これらの労働時間統計も同様の問題を持つ。また、既に述べたように、「労働力調査」が2013年から新たに年ベースの労働時間推計値を公表しているが、『データブック国際労働比較』でもILOやOECDが提供する統計でも活用されていない。

そこで、「労働力調査」の年ベースの労働時間統計を利用して、性と雇用形態別に主要国の国際比較を2016年について試みたものが表2である。米国とその他のヨーロッパ諸国については日本と同様の「労働力調査」に準じた調査の週実労働時間⁸の結果を利用し

た。雇用形態については、日本のような「正規雇用」と「非正規雇用」といった雇用形態の区分は米国及びヨーロッパにはないので、フルタイム労働者(full-time workers)とパートタイム労働者(part-time workers)の区分を代用した。また、年単位の労働時間推計の元になっている週単位の労働時間も表2に掲載した。

男性フルタイム労働者では、日本の2321時間が最も長く、最も短いフランスの2102時間との差は200時間を超える。日本に次いで長い国は、2200時間台である米国と英国である。女性フルタイム労働者では米国の2144時間が最も長く、次いで日本の2062時間、英国の2050時間である。限定された先進国の比較であるが、日本、米国、英国が長時間労働の傾向が強い国である。パートタイム労働者では、日本の男女がともに飛び抜けて長時間である。ここでは日本の「非正規雇用者」をパートタイム労働者とみなしている点に注意が必要である。日本の「非正規雇用者」の中には、職場において、パートタイム、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託社員と呼ばれる者が含まれているからである。しかし、「非正規雇用者」の大部分はパートタイムあるいはアルバイトでもある。少なくとも国際比較からは、日本の「非正規雇用者」は、欧米において労働時間の長さによって定義される「パートタイム労働者」とは比較できないほど長く働いていると言える。

表2の右端には参考としてOECDが発表している年間労働時間を掲げた。これは『データブック国際労働比較』にも掲載されている⁹。この国際比較統計が厳密でないこ

⁸ 1週間、LFSは毎週を調査期間としている。

⁸ 米国はセンサス局が毎月実施するCurrent Population Survey (CPS)、ヨーロッパ諸国については欧州連合統計局(Eurostat)が四半期で実施するLabour Force Survey (LFS)の週実労働時間(actual hours of work)を利用した。CPSは12日をふく

⁹ 『データブック国際労働比較』においてはこの年間実労働時間推計値での国際比較について次のような注意を促している：

「データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源及び計算方法の違いから特定年の平均年間

表2 主な先進国における平均労働時間の国際比較 (2016年)

(単位: 時間)

	フルタイム労働者				パートタイム労働者				参考 (OECD)
	週単位		年単位		週単位		年単位		年単位
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男女計
日本	44.2	39.4	2321	2062	33.1	25.6	1642	1320	1713
米国	43.5	41.0	2274	2144	-	-	-	-	1783
英国	42.7	39.2	2233	2050	18.9	19.2	988	1004	1676
ドイツ	42.0	39.8	2196	2081	17.1	19.8	894	1035	1363
フランス	40.2	37.5	2102	1961	20.8	22.2	1088	1161	1472
イタリア	41.1	37.7	2149	1971	19.2	21.0	1004	1098	1730

注1: 対象労働者: 米国=非農林業従事者(自営業者をふくむ), その他の国=雇用者

注2: 日本では「正規の職員・従業員」をフルタイム労働者, 「非正規の職員・従業員」をパートタイム労働者とみなした。

注3: 米国BLSで該当する集計値がない場合は「-」とした。

注4: 日本以外の年単位の労働時間は, 週単位の労働時間を筆者が12倍して求めた。日本の年単位の労働時間は「労働力調査」結果から引用し, 週単位の労働時間は月間労働時間を週単位の筆者が換算した値である。

出所: 日本=「労働力調査」, 米国= Current Population Survey, その他= EU Labour Force Survey, OECD = OECD Employment Outlook 2017

とはOECDも断っているものの, 見過ごせない問題点は, 第1に, 日本の労働時間統計として厚生労働省実施の「毎月勤労統計調査」を使用していることで, 不払残業時間が含まれていないことである。OECD統計において, 日本の年間実労働時間が米国やイタリアよりも短くなってしまふ原因の1つはこのためである。第2に, 繰り返しになるが, 性と雇用形態で労働時間に存在する格差を覆い隠してしまうことである。労働時間が比較的短いパートタイム労働者(日本では非正規雇用者)が国際的に増加しているため, これは各国における全体的な平均時間を押し下げる。さらに日本では男性の労働時間が女性に比べて非常に長いので, 男女で平均された値はこの格差をあいまいにしてしまう。

労働時間水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者, パートタイム労働者を含む。」

これは原典である *OECD Employment Outlook* の年間実労働時間の統計表にある注記にもとづいている。

6. 年間休日の国際比較

年間実労働時間の国際比較において日本の特に男性の長時間労働が突出していることを確認したが, その原因の1つとして, 年間休日数の少なさがある。表3は週休日, 祝祭日, 年次有給休暇の状況を比較したものである。週休日について, 欧米諸国では統計がないので確実ではないが, ここでは完全週休2日制が行き渡っていると仮定した。一方, 日本では完全週休2日制は6割にとどまっており, 残りの4割の中には週休1日制や隔週の週休2日制などで働く労働者が含まれている。祝祭日数をみると日本は一番多いが, その利点を軽く吹き飛ばして余りあるほど年次有給休暇の取得日数が他国に比べて貧弱である。しかもフランスの「バカンス」という概念に代表されるように, 欧米の年次有給休暇では長期に連続して取得することが多いが, 日本では細切れになったり, 自身の病気や家族の看護・介護などの理由で取得したりする実態が

表3 主な先進国における年間休日数(2014年)

	(1) 完全週休2日制 普及率	(2) 年間祝祭日数	(3) 年次有給 休暇日数
日本	62%	15	9
米国	100%	10	10
英国	100%	8	25
ドイツ	100%	11	30
フランス	100%	11	30
イタリア	100%	11	25

出所：

日本：(1)『平成26年就労条件総合調査』労働者割合。(2)カレンダーより計算。(3)『平成26年就労条件総合調査』労働者一人平均取得日数。

米国：(1)100%と仮定した。(2)カレンダーより計算。(3)BLS, National Compensation Survey-Benefitsの民間企業労働者(Private industry workers)における年次有給休暇(annual paid vacation)の平均日数。

米国以外：(1)100%と仮定した。(2)Eurofound(2015), Table 1より引用。(3)労働協約で合意した年次有給休暇の平均付与日数, Eurofound(2015), Table 1より引用。

ある。このように欧米諸国に比べて日本の労働者の年間休日は短いので、年ベースでの労働時間と休日日数を合わせて比較することが重要である。

7. 結論—新測定法による労働時間統計の活用と課題

「労働力調査」の新測定法を活用した労働時間の分析方法を最近の統計とともに示してきた。本稿で示した統計によって、日本の長時間労働、特に男性のそれを改めて確認するとともに、このような実態があるからこそ過労死・過労自殺が依然として多く発生し続けていると言えるだろう。政府が称する「働き方改革」における「長時間労働の是正」を精査し、働く者のいのちと健康を守るための基礎資料として、国際比較をふくめて、新測定法による労働時間統計の活用意義は大きい。新測定法が導入されて日が浅いので本稿では1時点での分析にとどまったが、調査が重ねられていけば経年比較ができるので、その価値はより高まるだろう。今後のさらなる活用に向けて、最後に、新測定法による労働時間統計の留意点をまとめることで本稿の結びと

したい。

新測定法の強みは、年ベースで労働時間を把握するために、月末1週間の労働日数と当月の労働日数を調査したことである。これによって、毎月の調査において、その月に存在する様々な休日(年次有給休暇、週休日、祝祭日、病欠などによって仕事を休んだ日)を捉えることができ、したがって、従来の「月末1週間の労働時間」だけを調査する方法よりも、正確な月間及び年間労働時間を推計することが可能になった。しかし、問題は依然として「月末1週間の労働時間」を基準としている点である。会社における月末の納期や会計締めなどの影響で「月末1週間の労働時間」が他の週に比べて長いのであれば、これを基準に推計される月間あるいは年ベースの労働時間は過大推計になる可能性がある。例えばEurostatのLFSのように、サンプルを分散させてすべての週を調査期間とすれば、理論上は上記の問題は解消される。先に示したILOの「労働時間の測定に関する決議」でも、調査における参照期間(reference periods)については、季節変動や暦の影響を捉えるためにサンプルを年間に分散させるこ

とを推奨している。とはいえ、「労働力調査」の就業状態に関わる参照期間は 1950 年以來、月末 1 週間に設定されてきているので、これを変更することは現実的ではない。月末 1 週間の労働時間と他の週の労働時間にどの程度違いがあるのかを検討することが引き続き課題として残されており、例えば別の調査でこれを確かめることが期待される。

参考文献

- 総務省統計局 (2012) 「労働力調査における平成 25 年 1 月以降の変更について」(2012 年 12 月 28 日発表)
- 総務省統計局編 (2015) 『労働力調査の解説』総務省統計局
- 水野谷武志 (2005) 『雇用労働者の労働時間と生活時間：国際比較統計とジェンダーの視角から』御茶ノ水書店
- 水野谷武志 (2009) 「雇用労働者における年齢および所得水準による労働時間格差」岩井浩他編『格差社会と統計分析』北海道大学出版会
- 水野谷武志 (2017) 「統計からみる雇用労働者の労働時間：性、雇用形態、職種における格差に注目した分析」『女性労働研究』第 61 号
- 水野谷武志他 (2009) 「第 18 回国際労働統計家会議における『労働時間測定決議』(主要報告書の翻訳と解説)」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所, 第 103 号
- 労働政策研究・研修機構編 (2017) 『データブック 国際労働比較 (2017 年版)』労働政策研究・研修機構
- Eurofound (2015), *Development in collectively agreed working time 2014*.
- Fleck, S. E. (2009), "International comparisons of hours worked: an assessment of the statistics", *Monthly Labor Review*, U.S. Bureau of Labor Statistics, 132 (5).
- OECD (2017), *OECD Employment Outlook 2017*, OECD Publishing: Paris.